

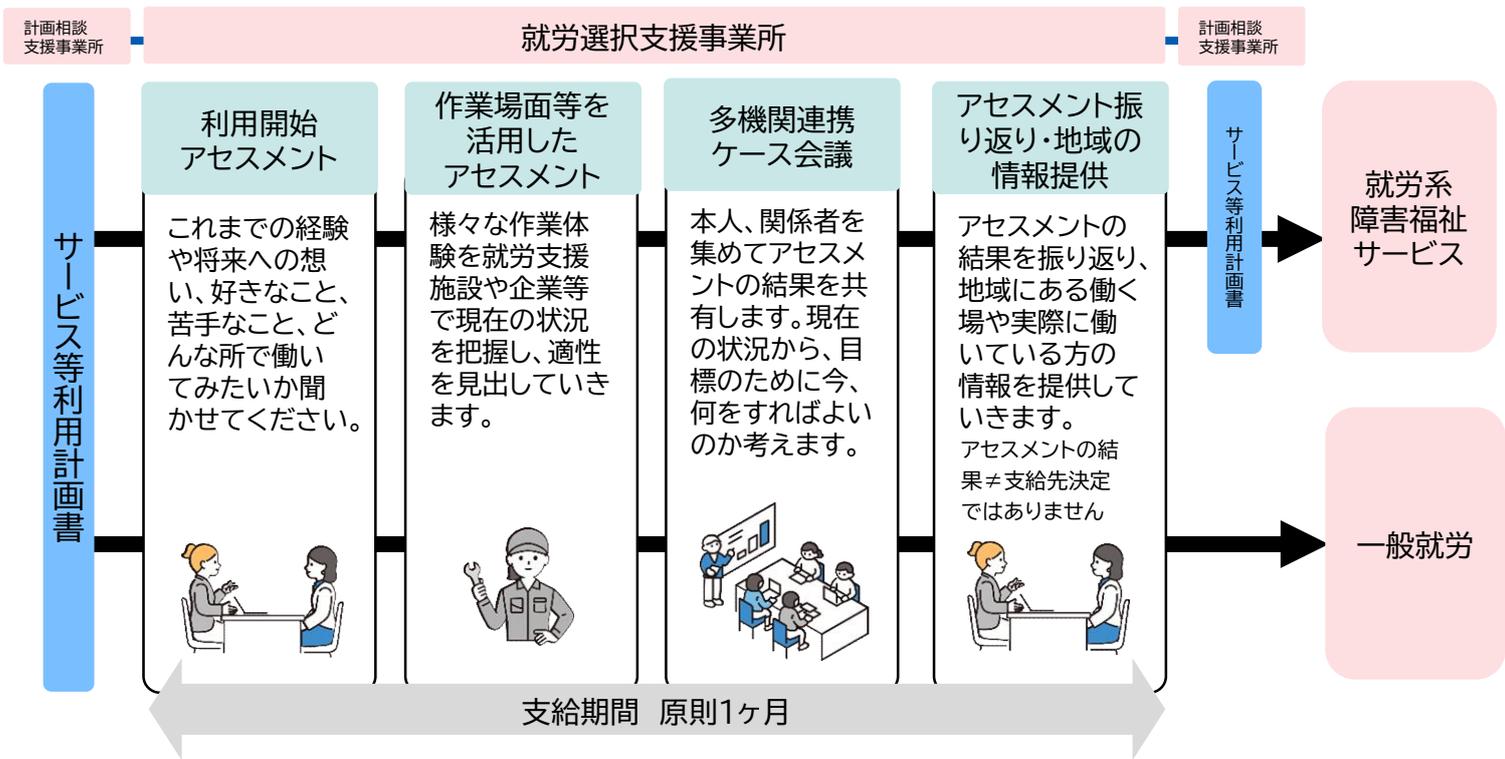
「就労選択支援」のご案内

就労選択支援

就労系サービスの利用や一般就労を希望する障がいのある方に対して、アセスメントによる就労能力や適性の評価、就労に関する意向確認を行い、本人の希望を尊重した適切な選択を支援するサービスです。利用することで本人が本来持っている就労の可能性を知ることができ、選択肢の幅を広げることが可能になります。



就労選択支援は「働きたい」を一緒に考えます



対象者

- ・就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向がある者
- ・現在就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- ・特別支援学校高等部生徒(在学中複数回利用可)
- ・高等学校や大学などに在籍している障害のある学生

期間

- 支給決定は、原則1ヶ月※1ヶ月以上必要な場合は要相談
- ・作業場面を活用したアセスメント…5～10日程度
 - ・多機関連携ケース会議 …数日
 - ・アセスメント振り返り、情報提供…数日

場所

- ・就労選択支援事業所
- ※作業場面を活用したアセスメントの場
【就労継続支援事業所・特別支援学校・企業】

必要な物

- ・サービス等利用計画書
- ・障害福祉サービス受給者証

就労選択支援Q & A

Q 15歳以上18歳未満の者が、日中に就労選択支援を利用した後に、夕方に放課後等デイサービスを利用することは可能でしょうか？

A 可能です。放課後等デイサービスは、授業の終了後等に生活能力向上のために必要な支援等を行うサービスであり、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれません。

Q 15歳以上18歳未満の者が就労選択支援を利用する場合、どのような手続きが必要でしょうか？



A 15歳以上18歳未満の者が就労選択支援を利用する場合、児童福祉法附則63条の2及び第63条の3に基づき、児童相談所長に対して、当該者が就労選択支援を利用することが適当と認める旨の意見を出してもらう必要があります。

Q 特別支援学校の生徒が就労選択支援を利用する場合、学校は欠席扱いになるのでしょうか？

A 特別支援学校の生徒が、学校の授業日に就労選択支援を受けるために登校できない日については、校長の判断により「選抜のために学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として「出席停止・忌引等の日数」に計上することが可能です。

Q 障害福祉サービスの日中活動サービスと就労選択支援を同一日に利用することは可能でしょうか？

A 可能なサービスとできないサービスがあります。詳しくは障害福祉課にお尋ねください。

Q アセスメントの結果と本人の希望が異なった場合はどうしますか？



A 就労選択支援での結果がすべてではありません。アセスメントの結果をもとに本人の希望や目標を踏まえて、「今」「どこで」「何を」「どのように」するのかを整理していきます。